

SC1
必須

あなたがお住まいの市町村をお教えてください。

「大阪市域」

1.大阪市

「北部大阪地域」

2.豊中市

3.池田市

4.吹田市

5.高槻市

6.茨木市

7.箕面市

8.摂津市

9.島本町

10.豊能町

11.能勢町

「東部大阪地域」

12.守口市

13.枚方市

14.八尾市

15.寝屋川市

16.大東市

17.柏原市

18.門真市

19.東大阪市

20.四條畷市

21.交野市

「南部大阪地域」

22.堺市

23.岸和田市

24.泉大津市

25.貝塚市

26.泉佐野市

27.富田林市

28.河内長野市

29.松原市

30.和泉市

31.羽曳野市

32.高石市

33.藤井寺市

34.泉南市

35.大阪狭山市

36.阪南市

37.忠岡町

38.熊取町

39.田尻町

40.岬町

41.太子町

42.河南町

43.千早赤阪村

44.その他

次へ

SC2
必須

あなたの職業を教えてください。

1.会社役員・団体役員

7.農林水産業

2.会社員（正規雇用）

8.家内労働・在宅ワーカー

3.会社員（派遣・契約など非正規雇用）

9.専業主婦（夫）

4.公務員・団体職員

10.無職

5.パート・アルバイト

11.学生

6.自営業・自由業

12.その他：

次へ

■はじめに、大阪府のイメージについてお伺いします。

Q1 必須 大阪府について、どのようなイメージをもっていますか。
 次の各項目について、あてはまるものを一つずつ選んでください。

※この設問は、それぞれ横方向（→）にお答えください。

	1. そう思う	2. どちらかといえばそう思う	3. どちらともいえない	4. どちらかといえばそう思わない	5. そう思わない
1. 都会である					
2. 住みやすい					
3. 料理がおいしい					
4. 山や川などの自然が豊富					
5. 物価が安い					
6. エンターテインメントが充実している					
7. まちがきれい					
	1. そう思う	2. どちらかといえばそう思う	3. どちらともいえない	4. どちらかといえばそう思わない	5. そう思わない
8. 人々が親切であたたかい					
9. お笑い文化のまち					
10. 教育環境が充実している					
11. 子育てしやすい					
12. 文化・伝統がある					
13. 研究機関が集積している					
14. 国際色が豊かである					

次へ

Q2
必須 あなたは、大阪府に住み続けたいと思いますか。

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそう思わない
5. そう思わない

次へ

Q3
必須 あなたは、地域の遊び場づくりや、緑化、美化、福祉活動など、まちづくりのための活動に参加したいと思いますか。

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそう思わない
5. そう思わない

次へ

Q4
必須 あなたは、大阪府は災害への備えや対応がなされ、安心して暮らせるまちだと思いますか。

1. はい
2. いいえ

次へ

■次に、男女の「仕事」「家庭」「地域活動」の関わり方についてお伺いします。

Q5 **必須** あなたの経験に照らし、次のことがらについて、あなたの考えに最も近いものを一つ選択してください。

※この設問は、それぞれ横方向（→）にお答えください。

	1. そう思う	2. どちらかといえばそう思う	3. どちらかといえばそう思わない	4. そう思わない	5. わからない・判断できる経験がない
1. 男は仕事、女は家庭という考え方					
2. 以前に比べて、社会で女性が活躍しやすくなっている					
3. 地域活動が以前より活性化している					

次へ

Q6 **必須** 大阪府では、男女共同参画の推進と青少年の健全育成を目的にドーンセンター（大阪府立男女共同参画・青少年センター）を運営しています。あなたは、このセンターについて知っていますか。

<https://www.dawncenter.jp/>

1. どのような施設か知っている
2. 聞いたことはあるが、どのような施設か知らない
3. 聞いたことがなく、どのような施設かも知らない

次へ

■次に、配偶者暴力についてお伺いします。

Q7 必須 あなたは、次のようなことが夫婦（生活の本拠を共にする交際相手を含む）間で行われた場合、それを暴力だと思えますか。
あなたの考えに最も近いものを一つ選択してください。

※この設問は、それぞれ横方向（→）にお答えください。

	1. 常に暴力だと思う	2. 時と場合によっては暴力だと思う	3. 暴力だと思わない
夫婦間（生活の本拠を共にする交際相手を含む）で以下のことが行われた場合			
1. 平手でうつ			
2. なぐるふりをして、おどす			
3. なぐる、ける			
4. 家具などの物にあたる、壊す			
5. 望まないのに性的な行為を強要する			
6. 無理矢理ポルノ画像などを見せる			
	1. 常に暴力だと思う	2. 時と場合によっては暴力だと思う	3. 暴力だと思わない
7. 何を言っても無視し続ける			
8. 暴言をはいたり、ばかにしたり、見下したりする			
9. 自由にお金を使わせない、必要な生活費を渡さない、借金を強要する			
10. 友達や身内とのメールや電話をチェックしたり、つきあいを制限したりする			
11. 本人の許可なく性的な写真や動画などを一般に公開する			
12. 子どもに危害を加えたり、 子どもを取り上げようとする、又は子どもの前で暴力をふるう			

次へ

Q8 大阪府では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づき、被害者からの相談に乗ったり、必要な支援を行っています。
必須 あなたはこの法律について知っていますか。

- 1.知っている
- 2.聞いたことはあるが、内容は知らない
- 3.聞いたことがなく、内容を知らない

次へ

Q9
必須

都道府県や一部の市町村では、配偶者からの身体的・精神的暴力の防止や、被害者の保護を目的に、相談や各種情報提供などを行う「配偶者暴力相談支援センター※」を各所に設置しています。あなたは、「配偶者暴力相談支援センター」についてどの程度ご存知ですか。

※大阪府内では大阪府女性相談センター（大阪市中央区）、大阪府子ども家庭センター（府内6箇所）、大阪市、堺市、吹田市、枚方市、茨木市、豊中市の各所に「配偶者暴力相談支援センター」の機能があります。
（令和3年1月現在）

- 1.よく知っている
- 2.よくは知らないが、名称は聞いたことがある
- 3.名称は知らないが、配偶者からの暴力の相談、情報提供などを行う施設等があることは知っている
- 4.知らない

次へ

■次に、児童虐待の防止についてお伺いします。

「児童虐待の防止等に関する法律」では、18歳未満の者を児童とし、保護者が児童に対して行う主に次のような行為を「児童虐待」と定義しています。

- ・身体への暴行
- ・児童へのわいせつ行為と、わいせつ行為をさせること
- ・心身の正常な発達を妨げる減食・長時間の放置
- ・著しい暴言・拒絶的反応・配偶者への暴力を見せるなど著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ・保護者以外の同居人による前記の行為と同様の行為を放置すること など

Q10
必須

児童虐待等の連絡先として平成27年7月より、児童相談所全国共通ダイヤルが「189」（いちはやく）という3桁の番号になり、令和元年12月に、「児童相談所虐待対応ダイヤル」へ名称が変更されました。

あなたはこの3桁の番号を知っていましたか。

- 1.虐待対応ダイヤルがあることも、それが「189」であることも知っていた
- 2.虐待対応ダイヤルがあることは知っていたが、それが「189」であることは知らなかった
- 3.虐待対応ダイヤルに名称が変わったことは知らなかったが、児童相談所全国共通ダイヤルが「189」だということは知っていた
- 4.虐待対応ダイヤルがあることも、それが「189」であることも知らなかった

次へ

Q11 ■前問で「{Q10 回答(文)}」と答えた方にお伺いします■

必須

「虐待対応ダイヤル」について、あなたが見聞きしたことがあるものを、すべて選んでください。
(いくつでも)

- | | |
|----------------------------------|-------------------------------|
| 1. 知事や市町村長が着用している児童虐待防止オレンジジャンパー | 7. テレビ、ラジオ |
| 2. オレンジリボンキャンペーン※ | 8. 新聞、雑誌 |
| 3. 児童虐待に関するリーフレット・ポスター | 9. 友人・知人からの口コミ |
| 4. 大阪府や市町村の広報誌 | 10. その他： <input type="text"/> |
| 5. 大阪府や市町村のホームページ | 11. わからない／覚えていない |
| 6. 大阪府や市町村以外のインターネット（SNS含む） | |

※「オレンジリボンキャンペーン」とは、児童虐待防止に対する意識を高めるため、11月の児童虐待防止月間を中心として全国で行われる、広報啓発活動等の取り組みです。
大阪府では、ガンバ大阪宮本監督によるメッセージの配信や、オレンジライトアップ、花火の打ち上げなどによるキャンペーンを行いました。

次へ

Q12 児童虐待を受けたと思われる児童を見つけた人は、「児童虐待の防止等に関する法律」に基づ

必須

き、速やかに福祉事務所又は児童相談所等に通告しなければならない義務があります。
あなたは、このことを知っていましたか。

1. 知っていた
2. 知らなかった

次へ

■最後に、障がいに対する理解についてお伺いします。

Q13

必須

平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」を差別と規定し、行政機関及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的な取組みを求めています。

あなたは、障害者差別解消法を知っていますか。

1. 法の内容を含め知っている
2. 法の内容は知らないが、法があることは知っている
3. 知らない

次へ

Q14 必須 障がいのある人が、ない人と同じように生活できるようにするためには、例えば、段差がある場合に、車いすの方にキャスター上げの補助をする、筆談、読み上げ等で情報を提供したりするなどの様々な配慮や工夫（合理的配慮）が必要です。
あなたは、過大な負担となる場合を除き、例のような配慮や工夫を行わないことは、「障がいを理由とする差別」にあたると思いませんか。

- 1.差別にあたると思う
- 2.どちらかといえば差別にあたると思う
- 3.どちらかといえば差別にあたると思わない
- 4.差別にあたると思わない
- 5.どちらともいえない

次へ

Q15 必須 内部障がいのある方や妊娠初期の方など、外見からはわからない援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方にそれを知らせる「ヘルプマーク」について、大阪府及び市区町村では平成29年6月から配布を開始しました。
あなたはこの「ヘルプマーク」を知っていますか。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/helpmark/index.html>

- 1.マークも意味も知っている
- 2.マークを見たり聞いたりしたことはあるが、意味は知らない
- 3.知らない

次へ

Q16 必須 困っていそうな方や、配慮が必要と思われる方に遭遇した時に、「席をゆずる」、「声をかける」、「災害時に安全に避難できるよう支援する」等、何らかの配慮をしたことがありますか。

- 1.配慮をしたことがある
- 2.配慮をしたことがない
- 3.困っていそうな方や、配慮が必要と思われる方に遭遇したことがない

次へ

Q17
必須

■前問で「配慮をしたことがない」を選択した方にお伺いします■

配慮をしたことがない理由を教えてください。
(いくつでも)

1. どういった配慮をしたらよいかわからなかったから
2. 自分が配慮しなくても、誰かが配慮してくれると思ったから
3. 配慮をしようと思ったが、自分以外の方が先に配慮をしていたから
4. 声をかける勇気がなかったから
5. その他: